

事務連絡
令和元年8月15日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に関する
実施機関への8月14日付事務連絡について（共有）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に関しまして、別紙のとおり実施機関（公益財団法人児童育成協会）宛て事務連絡を発出いたしましたので、情報共有させていただきます。

別紙の事務連絡において、無償化の対象児童の要件をお示しするとともに、企業主導型保育施設から利用者に対し、無償化に関するお知らせ及び必要な手続きのご案内をお願いしているところです。

これまで、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」のNO.148でお示してきたとおり、企業主導型保育施設の「地域枠」の利用児童については、無償化の対象となるために、教育・保育給付第2号・3号認定を受ける必要があります。このため、利用者に対して8月中を目途に市区町村に対し当該認定の申請を行うよう案内することとしておりますので、各市区町村においては、利用者に対する当該認定についてお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

各都道府県におかれては、指定都市及び中核市を除く管内市区町村への周知を行っていただくようお願いいたします。